

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第 1		別表第 1	
機 関	事 務	機 関	事 務
区 長	1 ～ 1 の 3 〔略〕	区 長	1 ～ 1 の 3 〔略〕
	2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2 の 2 ～ 3 4 〔略〕		2 の 2 ～ 3 4 〔略〕
教育委員会	〔略〕	教育委員会	〔略〕
別表第 2 〔別紙のとおり〕		別表第 2 〔別紙のとおり〕	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2区長の部2の項中「若しくは特例給付」を削る改正規定は、令和6年10月1日から施行する。